

■台東区屋外広告物景観ガイドラインについて

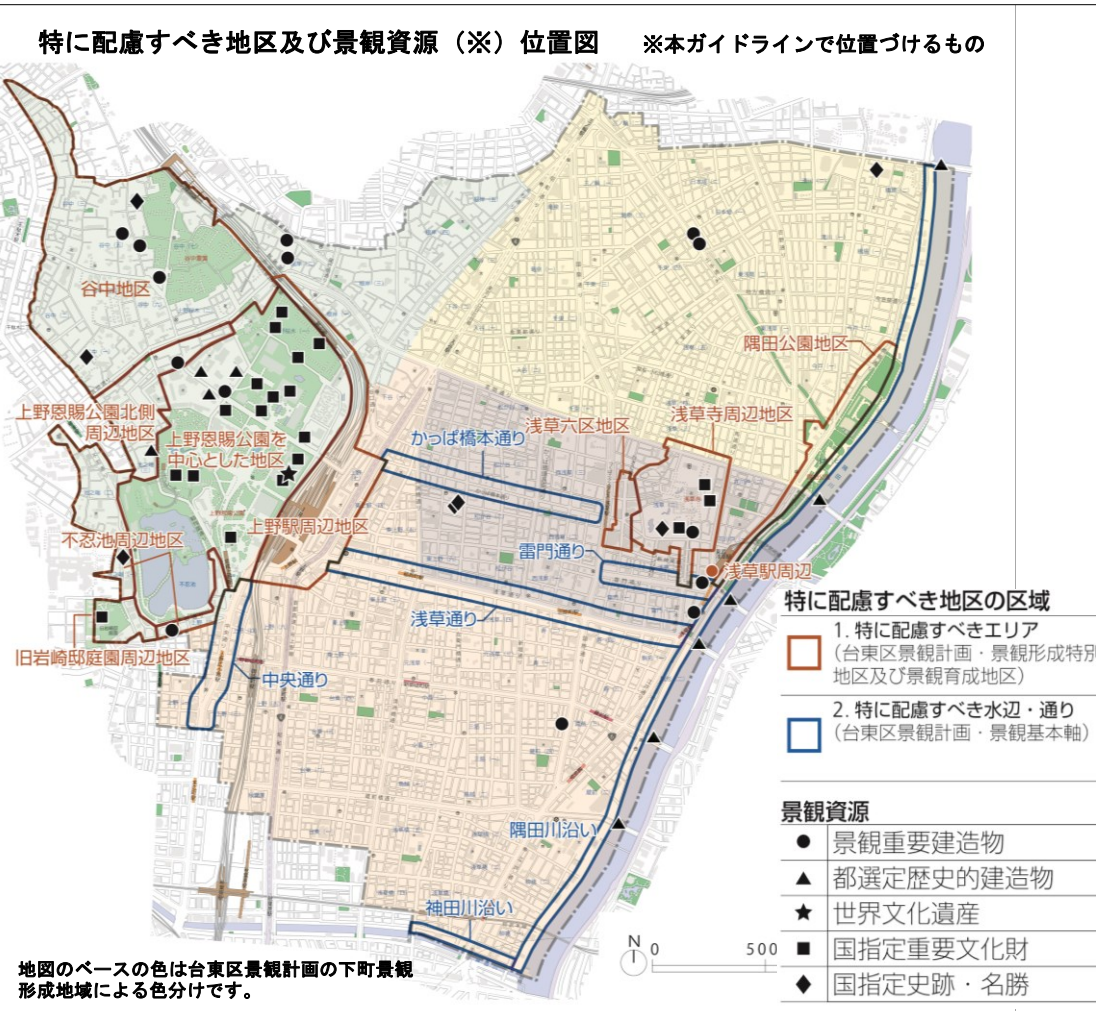
1. ガイドラインの対象・構成・地区区分等

- ・屋外広告物法第2条第1項※に定める屋外広告物に加え、窓面の内側から表示された広告物、光・映像装置付き広告、自動販売機についても対象としています。
 - ・台東区が設置する公共サインも参照することとし、東京都や国等の機関が設置するものも、協力を要請します。
- ※屋外広告物とは、①常時又は一定の期間継続して②屋外で③公衆に表示されるものであって、④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます（屋外広告物法第2条第1項）。

ガイドラインの構成

ガイドラインの構成	対象
3 台東区共通のガイドライン	台東区全域の全ての広告物
4 特に配慮すべき地区のガイドライン	該当する地区内の広告物
5 景観資源周辺のガイドライン	景観資源周辺※の広告物

※景観資源 本ガイドラインにおいて景観重要建造物、都選定歴史的建造物、世界文化遺産、国指定重要文化財、国指定史跡・名勝をいいます。



2. 配慮事項（特に配慮すべき地区のガイドライン抜粋）

上野恩賜公園周辺、上野駅周辺	中央通り	隅田川沿い
<p>木々に囲まれた文化施設等の格調や、公共サインへの視認性を損なわない控えめで質の高い広告物を目指します。上野駅周辺ではまち並みが無秩序なものとならないよう、また上野恩賜公園からの眺望にも配慮した広告景観を目指します。</p> <p>上野恩賜公園内では木々や文化施設、公共サインを引き立て、控えめで質の高い広告物を目指す。</p> <p>上野駅周辺では建物ごとに一貫性をもたせるとともに、上野恩賜公園からの眺望にも配慮する。</p>	<p>多種多様な広告物が設置されている中で、過剰な広告物設置や、乱雑な配置を避け、景観への配慮あるデザインを目指します。</p> <p>広告物景観形成のイメージ</p> <p>建物中層部より上の広告物 最小限で秩序だった広告物により、建物のデザインを活かします。</p> <p>建物低層部の広告物 適切な集約化など、すっきりと広告を見せる工夫をします。</p> <p>広告物を秩序正しく最小限としたり、低層部に集約するなどの工夫を図る。</p>	<p>水平なスカイラインの維持、落ち着いた色彩や、親水テラスの照明などと一体的に隅田川の夜景を特徴づける広告物を目指します。</p> <p>屋上広告物の設置を極力控え、必要最小限の大きさ、建物と一体性のあるデザイン等によりまち並みを活かし、水辺を引き立てる。</p>

3. 運用と効果

